



国保だより

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakokuho.com/>

《 主な掲載事項 》

- *令和3年歳入歳出事業予算・事業計画
- *新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について
- *郵送検診の実施
- *特定健診・人間ドック受診のご案内
- *被保険者証に枝番が追加されます
- *国民健康保険料通知書の発送について
- *国保組合の加入・脱退・変更等の届出について

公 告

「令和3年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和2年度 第2回組合会は、令和3年3月6日（土）静岡市内において開催され、提出議案の令和3年度事業計画、歳入歳出事業予算、法令遵守（コンプライアンス）のため実践計画の関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

令和3年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 国民健康保険料	444,176	461,256	△17,080
2 国庫支出金	79,619	82,253	△2,634
3 前期高齢者交付金	2	2	0
4 県支出金	2	2	0
5 共同事業交付金	8,400	6,440	1,960
6 財産収入	17	37	△20
7 繰入金	1	1	0
8 繰越金	200,000	180,000	20,000
9 諸収入	583	509	74
歳入合計	732,800	730,500	2,300

歳 出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 組合会費	1,318	1,200	118
2 総務費	38,647	42,005	△3,358
3 保険給付費	325,456	314,296	11,160
4 後期高齢者支援金等	112,508	110,299	2,209
5 前期高齢者納付金等	50,007	50,507	△500
6 介護納付金	60,000	57,950	2,050
7 共同事業拠出金等	15,401	15,631	△230
8 保健事業費	14,139	13,729	410
9 積立金	42,000	52,000	△10,000
10 諸支出金	8,100	8,100	0
11 予備費	65,224	64,783	441
歳出合計	732,800	730,500	2,300

事業内容

1. 被保険者数の推計

被保険者 1, 730人 (2年度 1, 864人 △134人)

(内訳) 第1種組合員 … 216人 第2種組合員 … 469人

第3種組合員 … 556人 家族 … 489人

(再掲) 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳) … 782人 (2年度 819人 △37人)

特定被保険者…1, 266人 (31年度 1, 364人 △98人)

2. 後期高齢者組合員 (75歳以上の組合員資格継続者) … 28人 (2年度 29人 △1人)

3. 国民健康保険料

(1) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額 … 別表1

イ 保険料等級 … 別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額 … 別表2「保険料算定表」による賦課限度額

別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	500,000円	135,000円	635,000円

※所得割額については、前々年分の総所得金額を基に算定する。

別表3 保険料等級表

等級	賦課標準所得金額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上	8,000,000円

※ 賦課標準所得金額は、総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など）の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 介護納付金分保険料 (40歳～64歳の第2号被保険者) 年額 48,000円

(3) 後期高齢者組合員分保険料 (75歳以上の組合員資格継続者) 年額 24,000円

4. 保険給付

(1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得者
	8割給付 上記以外の者

(2) 療養費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき ・海外渡航中に治療を受けたときなど

(3) 高額療養費

1 か月（1 日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外。

○限度額適用認定証

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の 1 か月（1 日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

70 歳以上の方で、【表 2 の※1・※2・※3・※4】に該当する方は限度額認定証の申請が必要となり、限度額適用認定証・被保険者証兼高齢受給者証の 2 枚を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

70 歳未満の場合（表 1）

区分	所得要件	自己負担限度額	年 4 回目以降
ア	基礎控除後の所得 901 万円超える	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	基礎控除後の所得 600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	基礎控除後の所得 210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	基礎控除後の所得 210 万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

70 歳以上の場合（表 2）

所得要件	自己負担限度額		年 4 回目以降
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来を合算）	
課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%		140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 ※1	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%		93,000 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満 ※2	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%		44,400 円
一般 課税所得 145 万円未満	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税 ※3	8,000 円	24,600 円	
住民税非課税 (所得が一定以下) ※4	8,000 円	15,000 円	

○高額療養費（外来年間合算）

計算期間（前年 8 月から 7 月まで）の末日（基準日）に 70 歳以上の一般および住民税非課税区分の方で、外来診療に係る自己負担額の年間合算額が 144,000 円を超える場合にその超えた額を支給する。

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（前年 8 月から 7 月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1 件当たり 420,000 円

(6) 葬祭費 第 1 種組合員 … 70,000 円 第 2 種組合員 … 50,000 円 第 3 種組合員 … 50,000 円
家 族 … 30,000 円

5. 保険事業



- (1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの併用は不可
40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施
- (2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健康診査との併用は不可
疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円（限度額）、40歳以上20,000円（限度額）の助成を行う。
- (3) 郵送検診
30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担
検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん
- (4) インフルエンザ予防接種費用補助：65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円
- (5) 医療費通知：受診被保険者対象：対象月は4月～翌年3月の1年間（年4回）
- (6) ジェネリック医薬品差額通知：年3回
- (7) 育児誌『赤ちゃん和妈妈』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布
- (8) 健康家庭表彰（1年間無傷病世帯に対し記念品の贈呈）
- (9) 長寿（喜寿、傘寿、米寿、白寿）のお祝い
- (10) 健康ポイント事業：健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

6. その他事業

- (1) レセプト点検の実施：国保連合会への委託による二次点検
- (2) 組合報「国保だより」の発刊：年3回
- (3) ホームページの運営：各種案内、お知らせの周知、申請書類をダウンロードにより時間・経費の節約

● 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」の適用期間が延長になりました

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」（令和2年7月3日付け通知）に基づいて行っているところですが、療養のため労務に服することができない期間が延長になりましたのでお知らせいたします。

・延長期間：令和3年4月1日～令和3年6月30日までになりました。

・傷病手当金の対象となる方

当組合に加入している組合員で、給与等の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の支払いを受けられない方。

・支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日数。

上記要件に該当すると思われる場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

傷病手当金の支給要件などの詳細については、静岡県薬剤師国保組合のホームページをご確認ください。



郵送によるがん検診の実施について



組合員の健康管理の一環として、郵送方法によるがん検診を実施します。
日頃お忙しい方や病院での受診に不安のある方でも、ご自宅にしながら気軽に受けられるシステムです。
この機会に一度検査を行い、陽性判定だった場合は医療機関で精密検査を受けることをお勧めします。
下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます。（複数申し込み可）
ただし、ピロリ菌検査については、1度検査を受けた方は申込できませんのでご承知願います。

検査項目	検査方法	検査の目的	感染者が多い年齢
1 大腸がん	便潜血	大腸がんの80%は肛門に続く直腸とその上のS状結腸にできます。肉眼ではわからない出血も、微量の血液でも判定することができるため、大腸がんの早期発見につながります。また、がん化しやすいポリープの早期発見もできます。	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2 胃がん	ろ紙血	胃がんの前駆病変といわれる萎縮性胃炎の進行度（胃がん発生の危険度）を調べます。	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3 ピロリ菌（1回限り）	尿	胃潰瘍・十二指腸潰瘍の原因 胃の萎縮を経て胃がんに行進する場合があります	50歳以上：60～70%
4 前立腺がん（40歳以上の男性のみ）	ろ紙血	前立腺がんは中高年齢者に多く見られ、がんの中では成長速度が非常に遅いのが特徴で、早期に発見すれば治療効果の良いがんです。	50歳以上
5 子宮頸がん（女性のみ）	子宮頸部細胞	子宮頸がんには入口に近い場所にできる頸がんと奥の方にできる体がんがあります。日本人の場合、80%以上が頸がんです。スポイトで子宮腔部をこすり、採取した細胞を検査して異常がないかを調べます。	20歳～50歳

対象者

30歳以上の組合員及びその家族の方

※令和3年4月1日～4年3月31日に30歳になる方も対象になります。

注) ただし、令和3年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。

※人間ドックとの併用も可能ですので是非ご利用ください。

費用

無料（当国保組合負担）

注) ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の容器代は

自己負担となりますのでご注意ください。

申込方法

(1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項をみれなく記入し、国保組合宛に郵送又はFAXでお送り下さい。FAX 054-251-6084

申込締切日 4月30日（金）

(2) 5月中旬以降に、委託業者より検査項目ごとに検査キットが送付されます。委託業者の検体受付は6月末までとなっておりますので、容器到着後はすみやかに検査を実施し、返送をお願いします。



特定健診・人間ドック受診のご案内



患者数が年々増加している生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）は、重症化すると、心疾患や脳血管疾患などの重大な病気を引き起こす危険性があります。生活習慣病は、自覚症状がほとんどないまま進行することも多いため、健康診断の結果から初めて自身の健康状態がわかることもあります。

「受けっぱなし」にせず、健康診断の受診を機会に生活習慣を振り返ることが大切です。

当国保組合の健康診断事業は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）になります。

健康診断受診率が基準より低くなってしまうと、国庫補助金が削減されることになり、今後の国民健康保険料の値上げ等に影響してきます。ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○ 窓口での支払いが免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く）に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券・保険証を必ず持参してください。
費用	無料

(注) 受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

特定健診の対象となる方

令和3年4月1日～4年3月31日に40歳～74歳となる組合員とその家族の方。

ただし、令和3年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。

対象者の方には、6月上旬に国保組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

② 人間ドック・健康診断

○ 窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族の方（当国保組合加入者）
申込み	<u>事前に国保組合に連絡してから医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	保険証・その他
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ申請してください。 【支給金額】 30歳から39歳：1万円（限度額） 40歳以上：2万円（限度額）※限度額以下の場合は窓口で支払った額

補助金の申請手続きに必要な書類

- ・健康診断補助金支給申請書
- ・領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- ・特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し
- ・標準的な質問票

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

事業主は従業員に対し、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。事業者健診の結果データと、併せて「標準的な質問票」の提供にご協力をお願いします。

なお、**30歳以上の方の事業者健診料は補助金対象になります。**データ提供の際には、ぜひ国保組合へお問い合わせください。

◇健診結果データの提供のお願いは「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」に基づいて行っています。



事務局からのお知らせ

被保険者証に枝番(個人を識別する2桁の番号)が追加されます

健康保険組合などの保険者が持つ加入者情報と個人番号が紐づけされ、医療機関や薬局の窓口で行う本人確認がリアルタイムでできる「オンライン資格確認」が令和3年3月から開始予定です。

この「オンライン資格確認」に対応できるよう、現在の世帯単位の被保険者記号番号を個人単位化するために、2桁の「枝番」が追加されます。

令和3年4月以降に新規加入等により交付される被保険者証には「枝番」が記載されますが、既に交付済みの被保険者証については次回の一斉更新時(令和3年8月)から記載されます。

現在のお持ちの被保険者証は、枝番がなくても有効期限まで使用できますのでご安心ください。



記号番号 数字8桁 + (枝番) 数字2桁

令和3年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和3年4月からの国民健康保険料(令和元年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と事業主及び従業員の個人用「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月9日(金)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。

◀窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。▶

「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

国保組合の加入・脱退・変更等の届出は忘れずに14日以内にしましょう！！

- ◆退職される従業員の方の資格喪失日は退職日の翌日となり、資格喪失日より保険証は使用できません。退職された方の保険証は速やかに回収して、届出書類と一緒に国保組合までご返却をお願いします。
- ◆大学等を卒業して就職される方は、保険証の返却とともに脱退の手続きをお願いします。
- ◆大学等に入学し住所が別になる方は、国保法第116条の届出が必要になりますので手続きをお願いします。
- ◆住所・氏名の変更、保険証の紛失、事業所形態変更等にも届出が必要になりますので手続きをお願いします。

健康保険適用除外申請と厚生年金適用のお願い

法人事業所については、社会保険の強制適用が原則です。しかし、国保組合に加入している法人事業所は、健康保険適用除外の承認と厚生年金保険の適用を受けて加入していることが条件となっています。

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。この条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、下記の変更がある場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

- ・個人事業所から法人事業所に組織変更
- ・法人組織を解散する
- ・法人事業所の代表者変更

令和2年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、77歳・80歳・88歳・99歳に達した組合員にお祝い金をお渡ししました。

【令和2年度は9名の方が対象】

喜寿(77歳) 4名 傘寿(80歳) 2名 米寿(88歳) 3名

これからもお体を大切に末永く健康でお過ごしくくださいますようお願いいたします。

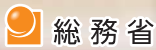


利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります!

2021年3月から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン!

今すぐ申込可能

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1 ● 「マイナポータルAP」を起動する。

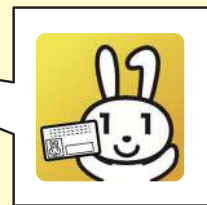
STEP2 ● 「健康保険証利用申込」を
タップする(押す)。

STEP3 ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを
スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを
押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



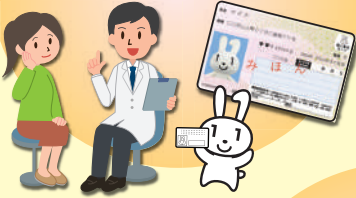
ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

● 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



マイナンバーカードの
申請はお早めに！

● 2021年3月 から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年10月 (予定) から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

● 2021年分所得税の確定申告 (予定) から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイ ナン バ ー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分